チェックシート

R8(2026).10月ver.

山ノ内町移住促進家賃補助金

町内へ移住される方の家賃を一部補助します

町外から山ノ内町へ移住する方を対象に、アパート・借家等の家賃の一部を予算の範囲内で補助する制度です。移住による地域の活性化を目的としており、定住の意思を持って転入された世帯が対象です。

補助金額（月額上限）
27,000円
最長３年間

補助金額の計算方法（共益費等は含まず家賃のみ対象、100円未満切り捨て）
・家賃が月額23,000円以下 → 家賃月額−12,000円
・家賃が月額23,000円超 → (家賃月額−23,000円)×1/2(上限16,000円)+11,000円

1 要件チェック（すべて該当することを確認）

- ☐ ① 転入後３年未満であること
- ☐ ② 転入前10年間、町内に住民登録がない（同居する世帯員を含む）
- ☐ ③ 世帯主又は主たる所得者が50歳以下
  （期間中に51歳に達した場合は、その月まで支給）
- ☐ ④ **町内に定住する意思がある**
  （12年定住ルールがあります）
- ☐ ⑤ 生活保護の住宅扶助を受けていない
- ☐ ⑥ 外国籍の場合永住権がある
  （日本国籍の方はチェック不要）
- ☐ ⑦ 暴力団員でない
  （同居する世帯員を含む）
- ☐ ⑧ 転入前を含め町税等の滞納がない
  （同居する世帯員を含む）
- ☐ ⑨ 申請者本人が契約者として賃貸借契約をしている
  （３親等以内の親族が貸主の場合は対象外）
  （申請者は賃借契約人であることが前提です）
- ☐ ⑩ 居住先が町営・県営住宅、社宅・社員寮等ではない

2 必要書類チェック

- ☐ 世帯員全員の住民票
  （同意書提出の場合は省略可）
- ☐ 申請者の戸籍抄本
  （転入時に本籍を町内へ移していれば省略可、町外のままなら取得が必要）
- ☐ 町税等の納税証明書（世帯員分を含む）
  （転入前の自治体の証明書が必要な場合あり）
- ☐ 賃貸借契約書の写し（初回申請のみ）
  （契約更新時は更新後の契約書も提出）
- ☐ 住宅の間取り図の写し（初回申請のみ）
- ☐ 誓約書

※ 転入後12年間は町内に定住が条件です。期間内に転出した場合は補助金の返還が必要になります。
※ 確定申告が必要となる場合があります。